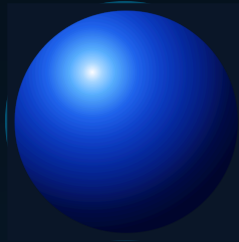


OFFICIAL DOCUMENT — NBC ENTERTAINMENT
株式会社 プロデュース



ONE BLUE!

新地球創生ギルド

会員規約

ONE BLUE! New BLUE GENESIS GUILD — Official
Regulations

主たる事務所

青森県八戸市三日町1-
1
KIビル3F

VERSION

1.3

UPDATED

創設者 EP

JASON I. NAKAMURA

01

CHAPTER 1

総則

第 1 条

名 称

本団体は、「**ONE BLUE!** 新地球創生ギルド」（以下「本ギルド」という）と称する。

英語表記：*ONE BLUE! New BLUE GENESIS GUILD*

第 2 条

法人格及び性格

本ギルドは、任意団体として発足し、活動の拡大及び社会的要請に応じて、一般社団法人への移行を検討するものとする。

第 3 条

主たる事務所

本ギルドの主たる事務所は、〒031-0032 青森県八戸市三日町1-1 **KIビル3F**に置く。

必要に応じて、国内外に支部又は連絡事務所を設置することができる。

第 3 条 の 2

主たる活動エリア

1. 本ギルドの主たる活動エリアは、青森県・岩手県・秋田県の三県（以下「北三県」という）にまたがる「十和田八幡平国立公園」及びその周辺地域とする。
2. 前項のエリアには、十和田湖（青森県・秋田県）・奥入瀬溪流・八甲田大岳（青森県）・八幡平（岩手県・秋田県）及びその周辺地域を含む。
3. 本ギルドは、前二項のエリアを「新地球創生の聖地」と位置づけ、同エリアを主体とした東北北三県の地域再生・環境保全・文化発信を本事業の中核として推進する。
4. 本ギルドの事業は、前項のエリアに限定されるものではなく、目的達成のために必要な場合は、全国及び国際的な活動を行うことができる。
5. 本ギルドは、十和田八幡平国立公園における本祭事業の成功を第一の実績とし、将来的には日本国内の他の国立公園においても、同様のコンセプトに基づく事業展開を行うことを視野に入れる。かかる全国展開は、創設者EPの発意と総会の決議をもって順次推進するものとする。

第 4 条

目 的

本ギルドは、以下の目的を達成するために活動する。

1. SDGs（持続可能な開発目標）の「義務」から「環喜（歓喜・循環）」への昇華を実現すること
2. 音楽・芸術・映像・自然・人類・水（SDGs）が交差する大規模イベント「AETHER New BLUE BATON『X』」の企画・開催・運営
3. 青森県・岩手県・秋田県（以下「北三県」という）を中心とした広域地域活性化、国際的な文化発信、及び「新地球創生モデル特区」構想による地方再生モデルの構築と全国・世界への発信
4. 次世代への地球環境継承を目的とした教育・文化・社会活動の推進

第 5 条

事 業

本ギルドは、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 本祭事業：「AETHER New BLUE BATON『X』」及びこれに関連するイベントの企画・制作・運営
2. 広域地域連携事業：青森県・岩手県・秋田県三県（以下「北三県」という）にまたがる「十和田八幡平国立公園」エリアを本事業の代表的活動拠点と位置づけ、同エリアを主体とした北三県の行政機関・地方テレビ局・地域企業との協働プログラム。奥入瀬溪流・八甲田大岳・十和田湖周辺（秋田県域含む）・八幡平エリア、及び岩手県域（フジテレビネットワーク系列局との連携を含む）との広域連携を含む
3. 文化・知的交流事業：国内外のアーティスト・文化人・知識人・研究者・団体との交流及び共同プログラムの実施（日本国内並びに海外を含む）
4. 環境・SDGs推進事業：十和田湖水源保全、生物多様性保全及びSDGsアクティベーション活動
5. 教育・水育事業：次世代を対象とした環境教育・自然体験プログラム（奥入瀬溪流・八甲田大岳連携）
6. メディア・コンテンツ事業：本祭に関するテレビスペシャル番組については、東京キー局による地上波スペシャル番組制作を優先すると同時に、北三県を含む系列地方局・ラジオ局・インターネット配信プラットフォームを一体的に展開する。また、北三県各新聞社との連携による紙面広報・特集記事・協賛プログラムを積極的に推進する。国内外のアーティスト・文化人・知識人を対象とした出演・登壇プログラム、並びに映像コンテンツの国内外への配信を含む
7. スポンサーシップ・協賛事業：本ギルドの目的に賛同する法人・個人との協賛・連携プログラムの運営。なお、本ギルドはTOYOTA（TOYOTA Woven City等）をはじめとする国内外の大手企業との「パートナーシップ」関係の

構築を積極的に推進する。「パートナーシップ」とは、単なる協賛・協力とは異なり、理念・事業・ブランドを対等に共有する戦略的共創関係を指し、ブランドコンセプトの共同発信・事業領域の協同開発・長期的連携を含む。かかるパートナーシップ契約の締結については、創設者EPが最終合意権を有する。

8. マーチャンダイジング事業：本ギルド及び本祭「AETHER New BLUE BATON『X』」に関連するオフィシャルグッズの企画・制作・販売及びライセンス管理。販売収益の配分は、別途「マーチャンダイジング規程」を定めて運用し、原権利者（創設者EP又はEP法人）へのロイヤリティ、本ギルドの運営費、並びに本祭のSDGs活動への還元比率を明記するものとする
9. その他、本ギルドの目的達成に必要な事業

NEW — VERSION 1.2

第 5 条 第 10 号 (V1.3 改正)

制作・運営の独占受託

本ギルドが主催・企画・運営するすべての事業（本祭「AETHER New BLUE BATON『X』」を含む）に関する制作・運営・渉外・広報・スポンサーシップ・キャスティングその他一切の業務は、創設者**EP JASON I. NAKAMURA**個人が独占的に受託するものとする。

創設者EPは、前項の受託業務の全部又は一部を、自らが代表取締役を務める**NBC Entertainment**株式会社その他創設者EPが指定する法人又は個人に再委託することができる。再委託の条件・報酬・範囲は創設者EPが単独で決定する。

本号に基づく受託条件・報酬・費用負担等の詳細は、本ギルドと創設者EP個人との間で別途締結する**業務委託基本契約**によって定める。当該契約の締結・変更・解除については、創設者EPが最終合意権を有する。

【不変条項】 本号は、第12条（創設者EP条項）と同様に、理事会・総会のいかなる決議によっても変更・廃止・制限することができない。

第 5 条 第 11 号 (V1.3 新設)

設立準備期間における創設者EPの単独代表権

本ギルドの設立総会開催前、及び代表理事が正式に選任されるまでの設立準備期間（以下「準備期間」という）においては、創設者EP **JASON I. NAKAMURA**が本ギルドを単独で代表し、本ギルドの名において第三者との一切の交渉・合意・契約締結を行う権限を有する。

準備期間中に創設者EPが締結した契約・合意その他の法律行為は、本ギルドを当事者とする有効な行為として、代表理事選任後もその効力を維持する。代表理事及び理事会は、準備期間中の創設者EPによる行為を事後的に否認することができない。

準備期間中のスポンサーシップ契約・パートナーシップ契約・行政機関との覚書（MOU）・業務委託契約その他一切の契約については、創設者EPが本ギルドの代表者として単独で署名・捺印する権限を有する。

【不変条項】 本号は、第12条（創設者EP条項）と同様に、理事会・総会のいかなる決議によっても変更・廃止・制限することができない。

02

CHAPTER 2

会 員

第 6 条

会員の種別

本ギルドの会員は、以下の種別とする。

種別	対象	概要
戦略パートナー会員 Strategic Partner Member	大手企業・機関等	本ギルドの目的・理念・事業を対等に共有する戦略的共創関係を締結した法人。会費及び権利義務の詳細は別途締結するパートナーシップ契約による（第5条第7号参照）。議決権を有しない。
正会員（法人）	企業・団体・行政機関等	本ギルドの目的に賛同し、所定の手続きを経て入会した法人。議決権を有する。
正会員（個人）	一般個人	本ギルドの目的に賛同し、所定の手続きを経て入会した個人。議決権を有する。
賛助会員	法人・個人	本ギルドの事業を財政的に支援する会員。議決権を有しない。
創立会員	発足時参加者	本ギルドの発足時に参加した会員。正会員としての地位及び特別の称号を有する。
名誉会員	理事会推薦	本ギルドに特別な功績のあった者。理事会の決議により推薦・承認する。会費免除・議決権なし。
名誉顧問	行政機関首長・有識者	行政機関の首長その他有識者のうち、本ギルドの事業に対し特別な支援・指導を行う者。理事会の推薦及び創設者EPの承認をもって委嘱する。会費免除・議決権なし。氏名を本ギルド公式資料及びウェブサイトに掲載する。

【戦略パートナー会員について】戦略パートナー会員の会費及び権利義務の詳細は、別途締結するパートナーシップ契約によって定める。契約条件は非公開とし、その締結については創設者EPが最終合意権を有する（第5条第7号参照）。

第 7 条

入 会

1. 本ギルドへの入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。
2. 理事会は、正当な理由なく入会を拒否することができない。
3. 創立会員の資格は、本ギルド設立総会の開催をもって確定するものとする。
4. 戦略パートナー会員及び名誉顧問の委嘱については、創設者EPの発意に基づき、理事会の決議をもって行う。

第 8 条

会 費

本ギルドの会員は、以下に定める年会費を納入するものとする。

会員区分	対象	年会費
戦略パートナー会員	大手企業・機関等	別途契約 パートナーシップ契約による
正会員（法人）	企業・団体・行政機関等	50万円 (年額・税別)
正会員（個人）	一般個人・Weaver	5万円 (年額・税別)
創立会員	発足時参加者	5万円 (年額・税別)
賛助会員	法人・個人	別途定める (賛助会費規程による)

名誉会員	理事会推薦	免除
名誉顧問	行政機関首長・有識者	免除
創設者EP	JASON I. NAKAMURA	免除

1. 会費の納入期限は、毎事業年度開始後60日以内とする。新規入会者については、入会承認後30日以内に納入するものとする。
2. 創設者EP (JASON I. NAKAMURA) は会費納付義務を免除する。ただし、本ギルドの運営・活動に要する費用負担については、別途創設者EPの判断により行うものとする。
3. 会費体系（金額・種別・ティア制の導入等）は、理事会の決議により改定することができる。ただし、改定にあたっては創設者EPへの事前報告を要し、創設者EPが本ギルドの理念・事業に影響を与えると判断した場合は、総会の承認を経るものとする。
4. 既納の会費は、退会・除名その他いかなる事由によっても返還しない。

第9条

退会

1. 会員は、理事会に対して所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。
2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議をもって除名することができる。
 1. 本規約に違反したとき
 2. 本ギルドの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 3. 会費を正当な理由なく滞納したとき
 4. 本ギルドの事業・名称・コンセプト・象徴的表現（「AETHER New BLUE BATON『X』」「ONE BLUE!」「環喜」「新地球創生」等）の独自性を損

なう類似事業を、本ギルドの承認なく独自に企画・実施し、又はこれに加担したと理事会が認めたとき

3. 退会又は除名の場合、既納の会費その他の拠出金は返還しない。

第 10 条

会員の権利及び義務

1. 正会員は、総会における議決権及び役員選挙権・被選挙権を有する。
2. 全会員は、本ギルドの事業・活動に参加する権利を有する。
3. 全会員は、本規約及び総会・理事会の決議を遵守する義務を負う。
4. 全会員は、定められた会費を納入する義務を負う。
5. 全会員は、本ギルドの事業・コンセプト・象徴的表現の独自性を尊重し、その価値を損なう行為を慎む義務を負う。

03

CHAPTER 3

役員

【設計方針】本章において、民主的な運営機構（代表理事等・総会選出）と、創設者・総合EPの専門的権限（定款明記・固有職）を両立させる二元的役員構造を採用する。

第 11 条

役員の種類及び定数

本ギルドに、次の役員を置く。

1. 創設者・総合エグゼクティブプロデューサー（創設者EP）：1名

2. 代表理事：1名
3. 理事：3名以上10名以内
4. 監事：1名以上2名以内

第 1 2 条

創設者・総合エグゼクティブプロデューサー（創設者EP）

1. 創設者EPは、本ギルドの発案者及び立案者として、**JASON I. NAKAMURA**（ジェイソン・アイ・中村）がその職に就く。本職は本ギルドの固有職であり、解任の対象とならない。
2. 創設者EPは、以下の専権事項について、最終的な決定権及び拒否権を有する。
 1. 本祭「AETHER New BLUE BATON『X』」及び関連イベントの芸術的・制作的方向性の決定
 2. 本ギルドのブランド・ビジョン・哲学的理念に関わる重要事項の決定
 3. 国内外のアーティスト・著名人・国際機関との渉外及び最終合意
 4. 本ギルドの名称・ロゴ・象徴的表現の使用許諾
 5. 本規約の根本的改正に対する同意
3. 創設者EPは、理事会及び総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、前項の専権事項を除き、通常の運営決議においては、代表理事及び理事会の決定を尊重するものとする。
4. 創設者EPが心身の故障その他やむを得ない理由により職務の執行が著しく困難となった場合、その後継者の指名は創設者EP本人が行うものとする。

第 1 3 条

代表理事

1. 代表理事は、正会員による総会の選挙により選出する。
2. 代表理事は、本ギルドを代表し、日常的な業務執行を統括する。
3. 代表理事の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 代表理事は、創設者EPの専権事項（第12条第2項各号）について、事前に創設者EPと協議の上、実施するものとする。

第 1 4 条

理 事

1. 理事は、正会員による総会の選挙により選出する。
2. 理事は、理事会を構成し、本ギルドの業務執行を審議・決定する。
3. 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第 1 5 条

監 事

1. 監事は、正会員による総会の選挙により選出する。
2. 監事は、本ギルドの業務及び財産の状況を監査する。
3. 監事は、理事及び理事会の構成員を兼ねることができない。
4. 監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第 1 6 条

役員報酬

役員の報酬は、総会において別途定める報酬規程による。創設者EPの報酬については、理事会と創設者EPが協議の上、総会の承認を得て定める。

04

CHAPTER 4

総会・理事会

第 17 条

総 会

1. 総会は、本ギルドの最高議決機関であり、正会員をもって構成する。
2. 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、代表理事が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上から請求があったときに開催する。
4. 総会の議決は、出席正会員の過半数の賛成をもって成立する。ただし、規約の変更及び解散については、出席正会員の3分の2以上の賛成を要する。
5. 第12条（創設者EP条項）の変更は、総会の決議によっても行うことができない。

第 18 条

理 事 会

1. 理事会は、代表理事及び理事をもって構成し、本ギルドの業務執行を決定する。
2. 理事会は、代表理事が招集し、3ヶ月に1回以上開催するものとする。
3. 理事会の議決は、理事の過半数の出席及び出席理事の過半数の賛成をもって成立する。

4. 創設者EPは、理事会にオブザーバーとして出席し、意見を述べるができる。

05

CHAPTER 5

資産及び会計

第 19 条

資産の構成

本ギルドの資産は、以下をもって構成する。

1. 会費
2. 協賛金・賛助金・寄付金
3. 事業収入
4. 資産から生じる収益
5. その他の収入

第 20 条

事業年度

本ギルドの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第 21 条

会計処理及び監査

1. 本ギルドの会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い処理する。
2. 毎事業年度終了後、監事は収支計算書及び財産目録を監査し、その結果を総会に報告するものとする。

06

CHAPTER 6

地域連携・行政との関係・知的財産

第 2 2 条

地域行政及び広域連携

1. 本ギルドは、青森県・岩手県・秋田県（北三県）の県庁・市町村・関係自治体と積極的に連携し、広域的な地域振興・環境保全・文化発信に取り組む。
2. 本ギルドは、十和田八幡平国立公園を中心とした本祭開催エリアを「新地球創生モデル特区」として、東京の中央省庁を含む国内関係省庁・行政機関（環境省・内閣府・文化庁・経済産業省・国土交通省・農林水産省等）へ提示・申請し、先進テクノロジーを活用した地方再生モデルの全国的な実証拠点として確立することを目指す。
3. 本ギルドは、北三県の地方テレビ局・ラジオ局・各新聞社との連携を積極的に推進し、本祭の情報発信並びに地域文化の国内外への発信を強化する。
4. 本ギルドは、UNESCO・環境省・文化庁・国土交通省その他の国内外の公的機関との連携を推進する。

第 2 2 条 の 2

後援機関及び協力機関

本ギルドは、会員制度とは別に、以下の区分により行政機関・公的団体との公式関係を設定することができる。

区分	定義	主な対象機関
後援機関	本ギルドの事業趣旨に賛同し、その名称・標章の使用を許諾する行政機関・公的団体	十和田市 後援 青森県 予定 秋田県 予定 岩手県 予定 環境省・文化庁・国土交通省等
協力機関	本ギルドの事業に対し、会場・許認可・広報・資金その他の具体的支援を行う行政機関・公的団体	十和田市 協力 青森県 予定 秋田県 予定 岩手県 予定

1. 後援機関及び協力機関の認定は、創設者EPの発意に基づき、理事会の決議をもって行う。
2. 後援機関及び協力機関との具体的な連携内容は、別途覚書（MOU）又は協定書によって定める。
3. 後援機関及び協力機関の名称は、本ギルドの公式資料・ウェブサイト・広報物に掲載することができる。

第 2 3 条

知的財産及びブランド管理

1. 「AETHER New BLUE BATON『X』」「ONE BLUE!」「新地球創生ギルド」「環喜」その他本事業に関連する名称・ロゴ・標章・著作物等の知的財産権（著作権・商標権・その他の権利を含む）は、本規約の公開及び本事業の開始に先立ち、創設者EP（**JASON I. NAKAMURA**）が代表を務める法人、又は

創設者**EP**個人の名義において、所定の登録手続きを経た上で確保・管理されるものとする。

2. 前項により確保された知的財産権は、創設者**EP**又は**EP**法人を原権利者とし、本ギルドはその活動目的の範囲内において、原権利者より非独占的ライセンスの供与を受けて使用するものとする。
3. 本ギルド及び会員（法人・個人を問わず）が前項の知的財産を使用する場合は、創設者**EP**の書面による事前承認を要する。第三者へのサブライセンスは、創設者**EP**の書面による同意なしに行うことができない。
4. 本ギルドが解散し、又は一般社団法人へ移行する場合においても、知的財産権の原権利者たる地位は創設者**EP**又は**EP**法人に留まり、移転・消滅しない。

07

CHAPTER 7

附 則

第 2 4 条

規約の変更

本規約は、第17条第4項及び第5項に定める要件を満たす総会の決議によって変更することができる。ただし、第12条（創設者**EP**条項）、第5条第10号（制作・運営の独占受託条項）及び第5条第11号（設立準備期間における創設者**EP**の単独代表権条項）はいかなる場合も変更することができない。

第 2 5 条

解 散

1. 本ギルドは、総会において正会員の3分の2以上の賛成及び創設者**EP**の同意をもって解散することができる。

2. 解散に際して残余財産が生じた場合は、総会の決議により、本ギルドと類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 2 6 条

法人化への移行

本ギルドが一般社団法人へ移行する場合は、本規約を基礎として定款を作成し、総会の決議及び創設者EPの承認を経て手続きを進めるものとする。この際、第12条の精神及び内容、第5条第10号の独占受託条項並びに第5条第11号の単独代表権条項は、定款において引き継がれるものとする。

第 2 7 条

施行日及び制定

本規約は、設立総会において承認された日より施行する。

[設立総会開催日：令和 年 月 日]

ONE BLUE! 新地球創生ギルド

ONE BLUE! New BLUE GENESIS GUILD

主たる事務所：〒031-0032 青森県八戸市三日町1-1 KIビル3F

制定：ONE BLUE! 新地球創生ギルド

創設者EP — JASON I. NAKAMURA

VERSION 1.3 — 設立総会において正式承認をもって効力を生じる

ONE BLUE! New BLUE GENESIS GUILD —
Official Regulations V1.3

第5条第10号 EP個人名義に改正 / 第5条第11号 設
立準備期間单独代表権 新設
NBC Entertainment 株式会社 / JASON I.
NAKAMURA